

事 務 連 絡  
令和 5 年 5 月 2 2 日

関係課長 殿  
管理所长 殿  
各事務所 副所长（技術） 殿

企画部 技術管理課長

### ワンデーレスポンスの実施について

ワンデーレスポンスについては、平成 19 年度より施行を開始して、平成 21 年度には「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について（平成 21 年 7 月 16 日付け、事務連絡）」（以下、「旧事務連絡」という。）により、全ての工事を対象として実施してきたところである。

その後、工事監督への ICT の導入などが進んだほか、業務に関しても、「令和 4 年度『設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善』の取組について（令和 4 年 4 月 1 1 日付け 国技建管第 9 号、国技建調第 2 号）」により、ワンデーレスポンスに取り組んできたところである。

このため、今般、旧事務連絡を改正し、工事監督における新たな知見等を反映するとともに、業務における具体的な実施方法を追加したので、下記のとおりワンデーレスポンスの実施に取り組まれない。

#### 1. 対象工事および業務

全ての工事及び測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務

#### 2. 実施方法

（別紙）「四国地方整備局のワンデーレスポンス実施方針」を参考に実施すること。

#### 3. 適 用

現在履行中および今後発注する工事、業務

なお、本事務連絡をもって、「旧事務連絡」は廃止する。

(別紙)

## 四国地方整備局のワンデーレスポンス実施方針

### 1 目的

公共事業の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

また、工事及び業務等の発注、施工（履行）、引渡しにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すこととしている。

とりわけ、円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し、遅滞の無い応答により問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

ワンデーレスポンスは、監督職員、調査職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システム的なものとし、工事及び業務の現場等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

#### 1) 品質確保への取組強化

発注者の品質確保への取組強化として、工事及び業務の現場等において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、必要な対応について、発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事及び業務等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

#### 2) 工事及び業務の効率化

公共事業の受発注者に課せられた使命は、「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の工事及び業務の現場等において、受発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事及び業務を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事及び業務を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

## 2 実施における対象工事及び業務の範囲

### 1) 対象工事及び業務

ワンデーレスポンスの取組を、全ての工事及び測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。

### 2) 対象工事及び業務の範囲等

ワンデーレスポンスの対象とする工事及び業務の詳細な種別については、特に設けないが、広範な問題・課題が把握できるように計画的に実施すること。

## 3 実施方法

### 1) 基本は「即日対応」とする。

- ① 受注者からの質問、協議への回答は、「その日のうちに」することを原則とする。ワンデーレスポンスは、全て 1 日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといたことがあってはならない。
- ③ 設定した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- ④ 回答に重要な判断が必要となる場合は、事務所内の統一見解の確認や本局に相談するなど、回答内容の確実性を重視する。この場合においても迅速さが求められることには変わらない。
- ⑤ 「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」（令和4年3月改定）に基づき、ASP（情報共有システム）を活用するなどしてワンデーレスポンスの取組を推進し、受発注者間の協議や報告を適切かつ円滑に処理できるように努める。
- ⑥ ASP（情報共有システム）の活用その他、工事及び業務等の執行の効率化を図るため、受注者の意向を確認した上で、遠隔臨場や WEB 会議等の活用について、積極的に取り組む。

- ⑦ 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

## 2) 組織体制に即した方法での実施

- ① 事業部門、現場担当組織により現場監督体制が異なる場合があるため、組織体制に即した方法を検討し、ワンデーレスポンスを実施する。

## 4 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工及び業務履行の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事及び業務等の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

### 1) 工事については、特記仕様書に次の文を記載すること

(特記仕様書 記載例)

#### 第〇条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
  - ・「ワンデーレスポンス」とは  
受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
2. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する必要があるため、協力すること。

- 2) 測量業務、地質調査業務及び土木関係建設コンサルタント業務については、共通仕様書(案)の「第〇条 打合せ等」に明記された事項に留意すること。

(測量業務共通仕様書(案)より抜粋)

第112条 打合せ等

1. ~5. (略)

6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

5 その他

1) 本取組の円滑な実施

受発注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえ、その円滑な実施に努めるものとする

2) 効果の検証

今後の一層の効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うものとする。